

2-4 計画の目標水準

1) 緑の確保目標水準

後述する計画内容に基づき、目標年次における確保すべき緑の目標量を次のように設定し、市街地の3割、市域の5割の緑の確保を目指すものとする。

表2-4 緑の確保目標水準

緑の確保目標量	将来市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	概ね 700ha (約30%)	概ね 2,000ha (約50%)

●緑の確保目標量の内訳

緑の内訳		緑の確保目標量		備 考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	地域制緑地の指定などによって保全する樹林地、農地、池、草地等	約 250 ha	約 1,400 ha	指定面積ではなく、実際の緑地面積を示す。 樹林地は、行政が主体となって保全する保全評価Ⅰ・Ⅱの樹林地で、公園として管理する部分を除いた値
	都市公園等として整備する施設緑地	約 170	約 290	
小 計		約 410	約 1,630	地域制緑地と施設緑地との重複部分を除いた値
その他緑	河川等として保全・整備する緑地	約 20	約 30	昭和62年3月現在の緑被面積、市街化区域内230ha、都市計画区域内290haとし、その上乗せを図る。
	住宅地、商業地、工業地、社寺等の緑被面積	約 230	約 290	
小 計		約 250	約 320	
計		約 660 (25.7%)	約 1,950 (49.3%)	

2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

後述する計画内容に基づき、目標年次における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量を次のように設定する。

表2-5 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	現況 (1995年)	5年後 (2000年)	中間年次 (2005年)	目標年次 (2015年)
整備目標量	69.9 ha	約 110 ha	約 180 ha	約 290 ha
1人当たり面積	4.1 m ² /人	約 6m ² /人	約10m ² /人	約17m ² /人

注) 現況には県立フラワセンター及び条例に基づく施設が含まれる。

3) 緑化の目標水準

後述する計画内容に基づき、公共施設及び民有地の緑化を次の基準に沿って推進する。

緑化にあたっては、特に接道部の緑の充実によって、市街地の緑視の増大を図ることに重点を置くものとする。

表 2-6 緑化の目標水準

●民有地の緑化基準

用途地域	緑化面積率	接道緑化率
住居系の用途地域で容積率が100パーセント以下の地域	$\frac{2}{10}$ 以上	$\frac{7}{10}$ 以上
上記以外の住居系の用途地域で容積率が150パーセントの地域又は200パーセントの地域		$\frac{6}{10}$ 以上
商業系地域	$\frac{1}{10}$ 以上	備考4参照
準工業地域、工業地域又は工業	$\frac{2}{10}$ 以上	$\frac{6}{10}$ 以上

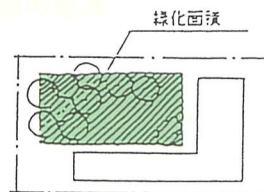
●公共施設の緑化基準

施設	緑化面積率	接道緑化率
教育施設	$\frac{3}{10}$ 以上	$\frac{7}{10}$ 以上
庁舎施設 福祉施設 処理施設	$\frac{2}{10}$ 以上	$\frac{7}{10}$ 以上
児童遊園	$\frac{2}{10}$ 以上	$\frac{6}{10}$ 以上
街区公園	$\frac{3}{10}$ 以上	$\frac{8}{10}$ 以上
街区公園 以外	$\frac{5}{10}$ 以上	$\frac{8}{10}$ 以上
都市緑地	$\frac{8}{10}$ 以上	$\frac{8}{10}$ 以上

備考

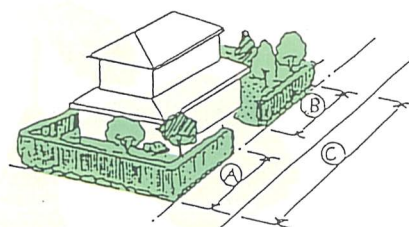
1. 緑化面積率とは、敷地面積に対する緑化面積の割合をいう。
2. 接道緑化率とは、敷地接道延長に対する接道緑化延長の割合をいう。
3. 事業区域が2つ以上の用途地域にわたるときは、当該事業区域の存する土地の面積に応じ按分によるものとする。
4. 商業系地域の接道緑化率は、目標を3/10以上とするが、建築物の構造等又は敷地の形状等を勘案し、個別に協議して定めるものとする。

・緑化面積率



接道緑化率

$$\frac{A+B}{C}$$



なお、風致地区の適用を受ける市街地では、県風致地区条例に定める建築物の建ぺい率、高さ、壁面後退距離等の基準のほか、特に次のような考え方に沿って敷地面積の20%以上を植栽面積として確保し、高・中・低木が一体となった良好な市街地環境を創造する。

表 2-7 風致地区内・外での開発地に対する植栽の考え方

風致地区内	風致地区外
<ul style="list-style-type: none"> ・植栽面積（敷地面積の20%）10㎡当たり高木1本、中木2本、低木1本の割合で本数を確保する ・敷地境界の2方向、特に道路側に生垣を設置する ・擁壁等構造物には、つた等をはわせる ・20%に足りない部分は芝生等で補うことも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽面積10㎡当たり高木0.5本、中木1本、低木0.5本の割合で本数を確保する ・接道部に生垣を設置する

平成元年度（1989年度）に策定した都市緑化推進計画では、2001年までに公共施設に新たに10万本を植栽することとしており、本計画では都市緑化推進計画を引き継ぐことから既植栽本数（7万9千本）を含め、未達成本数（21千本）と新設公園の植栽目標本数（100千本）を加え20万本を目標水準とする。